

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 専門委員会規程の改正（案）について

1 長野県準備委員会専門委員会規程

(1) 改正の趣旨

第 82 回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ及び第 27 回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に係る手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

別紙のとおり

(3) 施行日

令和 5 年 5 月 31 日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程（改正案）新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する事 こと。 3～6（略）		総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する事 こと（ <u>デモン ストレーションスポーツ及び オープン競技を除く</u> ）。 3～6（略）	
競技運営 専門委員会	1～3（略） 4 その他競技運営に係る重要 な事項に関する事 こと。	1～3（略） 4 デモンストレーション スポーツに関する事 こと。 5 競技用具整備の推進に関 する事 こと。 6 競技記録に関する事 こと。 7 リハーサル大会に関する事 こと。 8 その他競技運営に関する事 こと。	競技運営 専門委員会	1～3（略） <u>4 デモンストレーション スポーツ及びオープン競技の実 施 競技、競技会場地市町村及び 競技施設の選定に関する事 こと。</u> <u>5</u> その他競技運営に係る重要 な事項に関する事 こと。	1～3（略） <u>(削除)</u> <u>4</u> 競技用具整備の推進に関 する事 こと。 <u>5</u> 競技記録に関する事 こと。 <u>6</u> リハーサル大会に関する事 こと。 <u>7</u> その他競技運営に関する事 こと。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程 改正（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称等）

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関する<u>こと（デモンスト レーションスポーツ及びオープン 競技を除く）</u>。 3 総合開・閉会式会場の選定に関 すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関するこ と。 5 競技施設の整備計画に関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関す ること。
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等基本的事項に関する こと。 2 競技運営に係る計画の立案に関 すること。 3 競技用具の整備計画に関するこ と。 4 <u>デモンストレーションスポーツ 及びオープン競技の実施競技、競 技会場地市町村及び競技施設の選 定に関すること。</u> 5 その他競技運営に係る重要な事 項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関するこ と。 2 大会実施競技に関すること。 3 競技役員等の養成及び編成に関するこ と。 4 <u>競技用具整備の推進に関すること。</u> 5 <u>競技記録に関すること。</u> 6 <u>リハーサル大会に関すること。</u> 7 <u>その他競技運営に関すること。</u>
広報・県民 運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関するこ と。 2 県民運動の基本的事項に関する こと。 3 その他広報及び県民運動に係る 重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関 すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関するこ と。

<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の基本的事項に関する こと。 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に 係る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 宿泊業務に関する こと。 2 標準献立及び食品調達に 関すること。 3 医療救護及び防疫に 関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に 関すること。 5 その他宿泊及び医事・衛生 に関する こと。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の基本的 事項に関する こと。 2 その他輸送及び交通に係 る重要な 事項に関する こと。</p>	<p>1 全国輸送に関する こと。 2 開・閉会式等の輸送に 関すること。 3 競技会場の輸送に 関すること。 4 その他輸送及び交通に 関すること。</p>
<p>式典・会場 専門委員会</p>	<p>1 式典及び開・閉会式等 の会場の 基本的事項 に関する こと。 2 その他式典に係る 重要な 事項に 関すること。</p>	<p>1 開・閉会式等の企画 及び運営 に関する こと。 2 式典音楽に 関すること。 3 式典演技に 関すること。 4 大会旗・炬火 リレーに 関すること。 5 開・閉会式 等の会場の 管理に 関すること。 6 その他式典 に関する こと。</p>